部落差別解消法

【正式名称】部落差別の解消の推進に関する法律

2016 (平成28) 年12月16日に公布・施行されました。

法律の内容

【目的】

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴い、部落 差別に関する状況が変化していることを踏まえ、基本的人権 の享有を保障する憲法の理念に従い、部落差別は許されない ものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題 であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本理念を定め、 国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体 制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推 進し、部落差別のない社会を実現する。

【基本理念】

部落差別解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念に従い、 差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう 努めることにより、部落差別のない社会の実現を目的として 行われなければならない。

【国の責務】

部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共 団体に必要な情報提供、指導・助言を行う。

- 1 相談体制の充実
- 2 教育及び啓発を行う。
- 3 地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。

【地方公共団体の責務】

部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める。

- 1 相談体制の充実 部落差別に関する相談に的確に応ずる体制の充実を図 る。
- 2 教育及び啓発 部落差別解消に必要な教育及び啓発を行う。

この法律の背景と意義

背景

- 1 人権政策を確立するための「法」制定を求める部落解 放運動と国民運動の積み上げと底力
- 2 部落差別の悪質化

インターネット上での差別の横行と「全国部落調 査」復刻版出版事件の発生

3 国際人権運動と連動した差別解消法の制定、施行

2006 (平成18) 年 障害者権利条約批准 障害者基本法改正

2016 (平成28) 年 障害者差別解消法施行

ヘイトスピーチ解消法施行

意義

- 1 法律名に初めて「部落差別」という言葉が入った。
- 2 部落差別が現在もなお存在し、その解消が国の重要な課題であることを明確にした。
- 3 部落差別の解消のための施策に関する国および地方公共団体の責務を定めた。
- 4 相談体制の充実を打ち出した。
- 5 部落問題に関する教育・啓発の実施を明記した。 同和地区の有無にかかわらず教育・啓発を求めてい る。部落問題をしっかり教えていく法律になった。
- 6 実態調査の実施を明記した。 部落差別の実態や地域にある課題を明らかにして、 施策に反映させていくことが必要
- 7 この法律は期限の定めがある「時限立法」ではなく、「恒久法」として制定された。

法は人の行為を変え 行為は人の態度を変え さらに人の心を変える

※出典 : 倉吉市人権教育研究会 教育活動委員会作成学習資料より

生活で困っていることはありませんか?

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ 悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は 秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、 最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市生活産業部人権政策課 TeL0858-22-8130 はばたき人権文化センター TeL0858-22-0232

ははたき人権文化センターだより



発行:はばたき人権文化センター 住所:〒682-0872 倉吉市福吉町2丁目1514-7 電話:0858-22-0232(FAX兼) E-Mail:habataki@ncn-k, net

7月号 10.415 (2022年7月1日発行)

7月10日~8月9日は「部落解放月間」です。

~部落差別について一緒に考えましょう~

部落解放月間は、「同和対策事業特別措置法」が施行された1969(昭和44)年7月10日を記念して、鳥取県が翌年の1970(昭和45)年に制定しました。

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、 日本国民の一部の人々が、長い間、経済的・社会的・文化的に低位に置 かれることを強いられ、被差別部落に生まれ、育ち、住んでいる、そこの 出身というだけで差別を受ける、根拠のない不合理な日本固有の差別・ 人権問題です。

2016年12月に施行された「部落差別解消法」は、「部落差別」という文言を初めて法律の名称に使用し、(目的)第1条には、「現在もなお部落



近年、部落差別は見えにくくなっていますが、部落差別だけではなく、ジェンダー・LGBTQ(性的マイノリティ)、子どもの虐待・いじめ、高齢者・障がい者、外国にルーツを持つ人、拉致被害者やアイヌ民族・人種・病気の各分野における差別問題、また、インターネット上の誹謗中傷など様々な人権侵害・差別が存在しています。

差別が存在する」と明記され、その解消は、日本社会にとって重要な課題であると規定しています。

以前から、差別をするために使われてきた言葉や態度があり、その言葉が、日常生活の中で何気なく使われ、使った側には、たとえ侮辱や差別をする意図がなかったとしても、受け取る側にとっては非常に重い意味合いを持つ場合があります。どんな人権問題があるか知ることや、どんなことが偏見や差別につながるのか気づくことが大切です。それは、相手や周囲だけではなく、自分自身を守ることにもつながります。

差別は、差別される人を傷つけると同時に、差別する人をも傷つけます。

私たち一人ひとりがあらゆる差別の解消を目指し、偏見や差別を見抜く力を身につけて、差別を許さない行動を取りましょう。差別を許さない社会の空気を醸成していきましょう。

≪7月の予定≫

- · 7日(木) にこにこサロン:七夕飾りをつくりましょう ·21日(木) にこにこサロン:作品づくり
- ・16日(土) 子ども料理教室
- ・23日(土) 解放研リーダー研修会・高校友の会夏期研修(鳥取市西品治現地視察)



≪6 月こんなことをしました≫

○にこにこサロン : 6月9日 ちまきづくり

旧暦の子どもの日にちなんで、ちまきづくりをしました。みんな昔取った杵づか。

粉をこねる、だんごにして、笹の葉で巻く。作業が手際よくできました。



●子ども料理教室: 6月18日 三色丼づくり

鶏肉のミンチを炒め、玉子を細かくスクランブルエッグにして、

ほうれん草を茹でナムル風に味付け。ご飯に盛り付けたら三色丼の出来上がり♥

~ 7月のおすすめ 映画 ~

誰にも心をゆるしてはならない「破戒」 原作:島崎 藤村

監督:前田 和男 脚本:加藤 正人・木田 紀生 音楽:かみむら周平

明治後期、信州小諸城下の被差別部落に生まれた主人公瀬川丑松。 生徒に慕われる小学校教師。亡くなった父から「その生い立ちと身 分を隠して生きよ」と強い戒めを聞いて育った。自らの出自に苦悩し ながらも、被差別部落に生まれた猪子連太郎を慕うようになる。丑松 は、猪子になら自らの出自を打ち明けたいと思うが、思いは揺れ、苦 悩しつつも最後には、ある決断をする。

7/8~7/22(上映は1日1回、時間はMOVIX日吉津のHPを 7/5 以降に ご覧いただくか、はばたき人権文化センターへお問い合わせください。)





日本の「差別」を丸ごと見つめて学びほぐす。

<私のはなし部落のはなし>

監督:満若 勇咲 プロデューサー 大島 新

かつて日本には穢多・非人などと呼ばれる賤民が存在した。 1871年(明治4年)の「解放令」によって賤民身分が廃止されて以降、彼らが集団的に住んでいた地域は「部落」と呼ばれるようになり、差別構造は残存した。現在、法律や制度のうえで「部落」や「部落民」というものは存在しない。しかし、今なお少なからず日本人は根強い差別意識を抱えている。何故、存在しないはずのものが、存在し続けるのか?この差別は、如何にして始まったのか?長編です。ご覧いただけると答えが…。

1871年賤民廃止令「解放令」~151年 1922年水平社宣言~100年

何故、今なお部落差別は存在しているか

Q, 部落差別って、今もあるんですか?

A,ありますよ。皆さんが、生活している空間・場面では無いとは言い切れませんが、見聞きしていないだけで、有ります。結婚や就職採用にあたっては、身元調査はしなくてもネット上の情報を取得して、他人にわからないように差別することができます。不動産売買や賃貸取引をする場合にも、電話で問い合わせをする人もいますが、ネット上の情報で差別されていることがあります。

Q, 部落差別は、どうして起こったんですか?

A,歴史の中では、鎌倉時代中期の文献に部落差別が記述されています。その後、16 世紀末に豊臣秀吉は、「太閤検地」を実施し、年貢の量を決め、農民が田畑から離れることを禁じました。さらに「刀狩令」を出して武士と町民・農民とを分け兵農分離を行い、「身分統制令」を出して身分の固定化をしました。 徳川幕府は、さらに身分制度を確立させて、歴史的、社会的な経緯で差別されていた一部の人々を著しく低い身分として固定し、職業や住むところを制限しました。こうして被差別部落の形成が進み、その多くが生活や暮らしが低いレベルにおかれていきました。下層身分に置かれた人々の中には、特殊な技能を持つ職人や芸人、生き物の死に関わる仕事を生業にしている人、今の警察のような仕事をしている人がいました。天皇(聖・清)を頂点として、対極の賤民は「ケガレ意識」の対象としてみられていました。

1871年「解放令(賤民廃止令)」は出たけれど・・・

明治政府は、富国強兵政策を進めていくために賤民廃止令を出し、「四民平等」とした。賤民身分とされていた人たちは平民となり、土地へ税金がかけられ、兵役の義務が課せられるようになった。そして、法律によって誰でも自由に職業選択ができるようになった。

しかし、資本主義化による制度や産業の変革により、被差別部落が担ってきた皮革産業などの特権は 資本家に奪われ、日清・日露と戦争の続く中、兵役によって部落の労働力は減少し、生活が困窮していっ た。山や水の利用、学校での勉強もなかなかさせてもらえなかった。江戸時代から他の身分の人との交 流を禁止されてきたことは慣習的に続き、厳しい状況は改善されず、周囲からの偏見や差別はそのまま 放置され、解放令以前とは異なる近代の部落差別が形成された。

解放令が出て、1871年~1877年の間に西日本では、賤民廃止に反対する農民一揆が20件以上発生した。1873年5月の「美作騒擾」(みまさかそうじょう)では、部落や学校を放火し、部落に詫び状を強要。拒否した場合には、焼き討ち、女性や子供まで殺すという残虐な行為が行われた。部落の人々と自分たちの力関係が逆転することを恐れ、「傲慢」なっているとか「増長」していると言いがかりをつけて部落を襲撃した。農民や下級士族の怒りが、為政者へ向かうことはなく、自分たちより下層にいた人たちや弱者へ向かった行為であった。

1918年、米騒動が起き、その後、被差別部落の人々には、レッテルが貼られ、「みんながしている」とか、「昔からしている」と差別を受け入れている人や、無知や無関心のままで、問題を正しく理解しようとしない人がいることによって根強く温存され、現在まで残存しています。